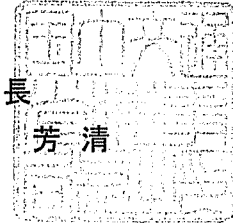


国海査第472号
平成22年2月17日

(社)日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局長
小野 芳清



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成21年12月22日国土交通省令第69号)により、船舶救命設備規則が改正され、救命浮環等一部の設備について、本年7月1日からの改正基準適用に伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり制定及び廃止することとしたので通知します。

記

1. 別紙1から別紙8のとおり、次の型式承認試験基準を制定します。
 - (1)救命浮環
 - (2)救命胴衣(膨脹式、大人用)
 - (3)救命胴衣(膨脹式、小児用及び幼児用)
 - (4)救命胴衣(固形式、大人用)
 - (5)救命胴衣(固形式、小児用及び幼児用)
 - (6)イマーシオン・スーツ
 - (7)耐暴露服
 - (8)救命胴衣灯
2. 平成22年7月1日付けにて、次の型式承認試験基準を廃止します。
 - (1)救命浮環(平成10年10月8日付け海査第482号)
 - (2)救命胴衣(固形式)(平成10年11月30日付け海査第560号)
 - (3)救命胴衣(膨脹式)(平成10年11月30日付け海査第560号)
 - (4)イマーシオン・スーツ(平成10年12月22日付け海査第586号)
 - (5)耐暴露服(平成10年12月22日付け海査第586号)
 - (6)救命胴衣灯(平成10年10月26日付け海査第497号)

